

## 自衛官の委員任命について

### 1 目的

県内における各種災害が多発している状況に鑑み、自衛隊の知見を活用して頂ける制度として、「市町村防災会議」・「市町村国民保護協議会」があります。

しかし、両会議等とも委員任命率が低迷しているのが実情です。

また、任命するに当たり、防災会議委員は上級部隊、国民保護協議会は防衛大臣の同意が必要です。

急な防災会議及び国民保護協議会の開催に間に合わせる事が出来ない場合がありますので、いざという時のため、早めに自衛隊関係者を委員へ任命し、両会議等とも第13普通科連隊の中隊長等が担任致しますので顔の見える関係を構築して頂きたいと思っております。

### 2 長野県内市町村状況

会議等	自衛官 任命数	市町村数	比 率	任命市町村
防災会議	22	77	29%	長野市、松本市、上田市、岡谷市、 <u>飯田市</u> 、 <u>諏訪市</u> 、 <u>須坂市</u> 、 <u>駒ヶ根市</u> 、 <u>茅野市</u> 、 <u>塩尻市</u> 、 <u>軽井沢町</u> 、 <u>御代田町</u> 、 <u>下諏訪町</u> 、 <u>箕輪町</u> 、 <u>松川町</u> 、 <u>高森町</u> 、 <u>喬木村</u> 、 <u>木祖村</u> 、 <u>山形村</u> 、 <u>朝日村</u> 、 <u>坂城町</u> 、 <u>飯綱町</u> 、 <u>下條村</u> 、 <u>駒ヶ根市</u>
国民保護協議会	17	77	22%	長野市、 <u>松本市</u> 、 <u>上田市</u> 、 <u>岡谷市</u> 、 <u>飯田市</u> 、 <u>諏訪市</u> 、 <u>須坂市</u> 、 <u>伊那市</u> 、 <u>駒ヶ根市</u> 、 <u>中野市</u> 、 <u>茅野市</u> 、 <u>塩尻市</u> 、 <u>千曲市</u> 、 <u>軽井沢町</u> 、 <u>御代田町</u> 、 <u>木祖村</u> 、 <u>飯綱町</u> 、 <u>辰野町</u>

※ アンダーバーについては27、28年度自衛官を任命した市町村

※ 斜体については、現在調整中及び委嘱待ち

### 3 根 拠 付 紙

詳しくは下記までご連絡をお願いいたします。

【連絡先】

自衛隊長野地方協力本部

TEL 026-233-2100又は2108

担当者：総務課 宮崎

## 市町村防災会議への自衛官の任命について

### ●市町村防災会議とは

市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の設問に応じて地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村に設置するもの

☆根拠となる法律

災害対策基本法（第16条）

☆市町村防災会議の組織及び所掌事務（第16条の6）

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例で定める。

「第14条の2 都道府県防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる

- 一 都道府県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 都道府県知事の設問に応じて当該都道府県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 三 前号に規定する重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べること。
- 四 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

— 以下省略 —

（都道府県防災会議の組織）

第15条 都道府県防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、当該都道府県の知事をもって充てる
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次に掲げる者をもって充てる
  - 一 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又は指名する職員
  - 二 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長

— 以下省略 —

## 市町村国民保護協議会委員への自衛官の任命について

### ●市町村国民保護協議会とは

市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し、広く住民の意見を求め、当該措置に関する施策を総合的に推進するために市町村に設置するもの

☆根拠となる法律

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（第39条～第40条）

☆市町村国民保護協議会のつかさどる事務（第39条の2）

- 一 市町村長の諮問に応じて当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。
- 二 前号の重要事項に関し、市町村長に意見を述べること。

☆市町村国民保護協議会の組織（第40条）

- 1 市町村協議会は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、市町村長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。
  - 一 当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員
  - 二 自衛隊に所属する者（任命に当たって防衛大臣の同意を得た者に限る）
  - 三 当該市町村の属する都道府県の職員
  - 四 当該市町村の副市町村長

— 以下省略 —